



総 コ 推 第 2 2 8 号
令和5年（2023年）8月25日

枚方市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 塚 本 勝 俊 様

枚方市長 伏 見 隆 

報告第 3 号

本市の施設等におけるカメラの設置及び運用に関する基準の改正について（報告）

本市の施設等におけるカメラの設置及び運用に関する基準を改正しましたので、下記のとおり報告いたします。

記

1 目 的

本市の施設等におけるカメラについては、令和2年（2020年）8月に枚方市情報公開・個人情報保護審議会に諮問し、答申を得て、その設置及び運用の基準を作成しています。

今般、職員のほか、本市の施設等を利用する者に防犯カメラの映像が見えるようにモニター設備を設置する場合の取扱いについて定めるとともに、個人情報の保護に関する法律の改正に伴う所要の整備を行うため、別紙のとおり基準を改正しましたので、同基準第7項第2項により報告いたします。

2 その他

別紙「本市の施設等におけるカメラの設置及び運用に関する基準（案）」のとおり。

案

本市の施設等におけるカメラの設置及び運用に関する基準

1 目的

この基準は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）その他これに基づく規程に定めるほか、本市の施設等（本市の施設その他本市の管理責任が及ぶ場所をいう。以下同じ。）にその適正な管理のために設置するカメラ（以下「カメラ」という。）の取扱いに関する基準を定めることにより、本市の施設等を利用する者その他カメラに撮影される者の個人情報を保護することを目的とする。

2 設置の制限

- (1) カメラは、本市の施設等における傷害、器物損壊、盗難等の不正な行為を抑止し、及び身体、財産等を侵害する事故を予防し、並びに不正な行為又は事故が発生した場合における原因の検証、告訴、告発、訴訟の提起等を適切に行うことにより、本市の施設等に係る業務を適正に処理するために設置するものとする。
- (2) カメラは、この基準により設置しなければならない。この基準によらずにカメラを設置する場合は、あらかじめ、個人情報保護担当課と協議しなければならない。

3 設置場所、稼働時間等

- (1) カメラの撮影範囲及び稼働時間は、職員（指定管理施設においては、指定管理業務に従事する者を含む。以下同じ。）による監視の目が常時行き届かない場所及び時間帯とする。ただし、事故の予防を目的として設置するカメラについては、この限りでない。
- (2) カメラの設置台数は、設置目的を達成するために必要最小限のものとする。
- (3) 本市の施設等以外の場所が写り込む場合は、その範囲を必要最小限のものとする。
- (4) カメラの稼働中は、カメラの設備の表面に表示を行うこと等により、稼働中であることを明らかにするものとする。

4 モニター設備に表示される映像の取扱い

- (1) モニター設備に表示される映像は、設置目的以外の目的のために、又は設置目的の達成に必要な限度を超えて見てはならない。
- (2) モニター設備に表示される映像の保存は、6 以外の方法で行ってはならない。
- (3) モニター設備に表示される映像は、職員以外の者から見えないよう、可能な限りの配慮をしなければならない。ただし、管理責任者（枚方市保有個人情報安全管理規程第5条に規定する管理責任者をいう。以下同じ。）が設置目的の達成のために必要かつ効果的であると認めるときは、本市の施設等を利用する者にその表示される映像が見えるようにモニター設備を設置することができる。

5 管理体制

- (1) カメラ管理責任者

案

- ① 管理責任者は、カメラを設置するときは、これを適正に管理させるために必要な数のカメラ管理責任者を置く。
 - ② カメラ管理責任者は、管理責任者が指名する職員（指定管理施設にあつては、当該施設の長）をもって充てる。
 - ③ カメラ管理責任者は、管理責任者（指定管理施設にあつては、保護責任者として本市に報告があつた者）の指揮監督の下に、カメラの管理（録画機器、録画映像の取扱い等）に関する事務を統括する。
- (2) カメラ取扱者
- ① カメラ管理責任者の下に、カメラ取扱者を置く。
 - ② カメラ取扱者は、カメラ管理責任者が指名する職員をもって充てる。
 - ③ カメラ取扱者は、カメラ管理責任者の指揮監督の下に、日常のカメラの操作（録画機器の稼働、停止等）を行う。
- (3) カメラ管理責任者等の氏名等の掲示
- モニター設備（4(3)ただし書のモニター設備を除く。以下この号において同じ。）がある場合はその周囲に、モニター設備がない場合は当該録画機器の周囲に、カメラ管理責任者及びカメラ取扱者の職及び氏名を掲示しなければならない。

6 録画映像の取扱い

- (1) 映像の録画及び消去
- ① 録画した映像（以下「録画映像」という。）は、施錠可能な事務所に設置した録画機器に付属する情報媒体その他の部外者が容易に取り出すことのできないようにするための措置が講じられた情報媒体に保存する。
 - ② 録画映像の長さは、1月を超えてはならない。1月を超える部分は、上書きするなどして消去しなければならない。ただし、1月を超える長さの録画映像を保存する必要がある場合は、この限りでない。この場合における録画映像は、適宜録画機器から取り出し、取り出した録画映像は、施錠可能な金庫等で保管しなければならない。
- (2) 録画映像の再生
- ① 録画映像の再生は、不正な行為又は事故が発生したと認められる場合にのみ行う。ただし、事故の予防を目的として設置するカメラによる録画映像の再生は、事故の予防策を検討する場合にも行うことができる。
 - ② ①の録画映像の確認は、カメラ取扱者が行う。この場合において、カメラ取扱者は、カメラ管理責任者の許可を得なければならない。
- (3) 録画映像の情報媒体への保存
- ① 録画映像の光ディスク等（録画機器に付属する情報媒体以外の情報媒体をいう。以下同じ。）への保存は、(1)②ただし書の場合及び原因の検証、告訴、告発、訴訟の提起等に必要な場合にのみ行う。
 - ② ①の録画映像の光ディスク等への保存は、カメラ取扱者が行う。この場合において、カメラ取扱者は、カメラ管理責任者の許可を得なければならない。

案

- ③ 指定管理施設のカメラ管理責任者は、②の許可を与えたときは、ただちに、当該指定管理施設を所管する管理責任者に報告しなければならない。
 - ④ 録画映像を保存した光ディスク等は、施錠可能な金庫等に保管し、その保存期間は当該光ディスク等に保存したときから3年までとする。ただし、当該録画映像に係る争訟が継続し、又は当該録画映像に係る本人からの特別の申出があった場合その他3年を超えて当該録画映像を保存すべき特別の事情があるときは、この限りでない。
- (4) 録画映像の提供
- ① 録画映像を市以外のものへ提供することができる場合は、次のいずれかに該当する場合とする。ただし、法第69条第2項ただし書に規定する場合は、この限りでない。
 - (1) 市が検証、告訴、告発、訴訟の提起等を行うために必要な機関（他の行政機関、捜査機関、裁判所等）に提供する場合
 - (2) 法第69条第1項に規定する場合
 - (3) 法第69条第2項第1号に該当すると認める場合
 - (4) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認めることにより法第69条第2項第3号又は第4号に該当する場合
 - ② ①に定めるもののほか、指定管理施設の録画映像の市以外のものへの提供は、当該指定管理施設を所管する管理責任者とあらかじめ協議せずに行ってはならない。
- 7 枚方市情報公開・個人情報保護審議会への報告等
- (1) 個人情報保護担当課への報告
- ① カメラを設置する場合は、その場所、台数、録画機能の有無、運用状況等を個人情報保護担当課に報告しなければならない。この場合において、この基準のただし書に該当するカメラについては、その旨を明記して報告しなければならない。
 - ② 報告のカメラについて、その報告内容を変更し、又は廃止した場合も同様に報告するものとする。
- (2) 枚方市情報公開・個人情報保護審議会への報告
- ① 個人情報保護担当課は、カメラの設置及び運用状況について、年1回、(1)の報告に基づき、枚方市情報公開・個人情報保護審議会に報告しなければならない。
 - ② ①のほか、個人情報保護担当課は、この基準を改正したときは、枚方市情報公開・個人情報保護審議会に報告しなければならない。

【新旧対照表】本市の施設等におけるカメラの設置及び運用に関する基準

新（改正後）	旧（現 行）
<p>1 目的</p> <p>この基準は、<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）</u>その他これに基づく規程に定めるほか、本市の施設等（本市の施設その他本市の管理責任が及ぶ場所をいう。以下同じ。）にその適正な管理のために設置するカメラ（以下「カメラ」という。）の取扱いに関する基準を定めることにより、本市の施設等を利用する者その他カメラに撮影される者の個人情報を保護することを目的とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 モニター設備に表示される映像の取扱い</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) モニター設備に表示される映像は、職員以外の者から見えないう、可能な限りの配慮をしなければならない。<u>ただし、管理責任者（枚方市保有個人情報安全管理規程第5条に規定する管理責任者をいう。以下同じ。）が設置目的の達成のために必要かつ効果的であると認めるときは、本市の施設等を利用する者にその表示される映像が見えるようにモニター設備を設置することができる。</u></p> <p>5 管理体制</p> <p>(1) カメラ管理責任者</p> <p>① 管理責任者は、カメラを設置するときは、これを適正に管理させる</p>	<p>1 目的</p> <p>この基準は、<u>枚方市個人情報保護条例（以下「条例」という。）</u>その他これに基づく規程に定めるほか、本市の施設等（本市の施設その他本市の管理責任が及ぶ場所をいう。以下同じ。）にその適正な管理のために設置するカメラ（以下「カメラ」という。）の取扱いに関する基準を定めることにより、本市の施設等を利用する者その他カメラに撮影される者の個人情報を保護することを目的とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 モニター設備に表示される映像の取扱い</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) モニター設備に表示される映像は、職員以外の者から見えないう、可能な限りの配慮をしなければならない。</p> <p>5 管理体制</p> <p>(1) カメラ管理責任者</p> <p>① 管理責任者<u>（枚方市保有個人情報安全管理規程第5条に規定する管</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>ために必要な数のカメラ管理責任者を置く。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) カメラ管理責任者等の氏名等の掲示 <u>モニター設備（4(3)ただし書のモニター設備を除く。以下この号において同じ。）</u>がある場合はその周囲に、モニター設備がない場合は当該録画機器の周囲に、カメラ管理責任者及びカメラ取扱者の職及び氏名を掲示しなければならない。</p> <p>6 録画映像の取扱い</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) 録画映像の提供</p> <p>① <u>録画映像を市以外のものへ提供することができる場合は、次のいずれかに該当する場合とする。ただし、法第69条第2項ただし書に規定する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>市が検証、告訴、告発、訴訟の提起等を行うために必要な機関（他の行政機関、捜査機関、裁判所等）に提供する場合</u></p> <p>(2) <u>法第69条第1項に規定する場合</u></p> <p>(3) <u>法第69条第2項第1号に該当すると認める場合</u></p> <p>(4) <u>人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認めることにより法第69条第2項第3号又は第4号に該当する場合</u></p> <p>以下 〔略〕</p>	<p><u>理責任者をいう。以下同じ。）</u>は、カメラを設置するときは、これを適正に管理させるために必要な数のカメラ管理責任者を置く。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) カメラ管理責任者等の氏名等の掲示 モニター設備がある場合はその周囲に、モニター設備がない場合は当該録画機器の周囲に、カメラ管理責任者及びカメラ取扱者の職及び氏名を掲示しなければならない。</p> <p>6 録画映像の取扱い</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) 録画映像の提供</p> <p>① <u>録画映像の市以外のものへの提供は、市が検証、告訴、告発、訴訟の提起等を行うために必要な機関（他の行政機関、捜査機関、裁判所等）に提供する場合のほか、条例第10条第3項第1号及び第4号に定める場合を除き、当該録画映像に係る本人の同意を得ずに行ってはならない。</u></p> <p>以下 〔略〕</p>

【参考資料】

関係条文（抜粋）

●個人情報保護に関する法律

（利用及び提供の制限）

第69条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

●枚方市個人情報保護条例

（提供の制限）

第10条 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を提供してはならない。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次のいずれかに該当する場合は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるとき（法令等により当該保有個人情報を提供することが義務付けられているときを除く。）は、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人若しくはその法定代理人の同意があるとき、又は本人若しくはその法定代理人に提供するとき。
- (3) 出版、報道等により、当該保有個人情報が公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。
- (5) 正当な事務若しくは事業の遂行又は市民の福祉の向上のため特に必要があると実施機関が認める場合において、他の実施機関に提供するとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する必要があると認めたとき。

●枚方市保有個人情報安全管理規程

(管理責任者)

第5条 課（課に相当するものを含む。以下同じ。）における安全管理措置を実施するために、管理責任者を置く。

2 管理責任者は、課の長をもって充てる。